

「やまぐちの暮らしやすさ」フォト・動画キャンペーン業務に係る
公募型プロポーザル応募要項

1 目的

本要項は、「やまぐちの暮らしやすさ」フォト・動画キャンペーン業務について、プロポーザル方式により契約業者を決定するに当たり、その手続について必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

「やまぐちの暮らしやすさ」フォト・動画キャンペーン業務

(2) 業務内容

別添「「やまぐちの暮らしやすさ」フォト・動画キャンペーン業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

山口県内

(5) 予算限度額

1, 618, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに規定する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、業務種目大分類「07 企画・製作」を第1希望、かつ、業務種目小分類「05 イベント等の企画」及び「06 イベント等の運営」を第5希望までに登録し、業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。

※この手続の開始後に、3（3）に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和7年8月25日（月）午後5時までに山口県会計管理局会計課（電話 083-933-3915）に申請書を提出すること。

(4) 本店又は支店、営業所を山口県内に有していること。

(5) この手続の開始の日から令和7年9月11日（木）までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

4 参加表明書の提出

この手続に参加を希望する者は、参加表明書（別記様式1）を提出すること。

（1）提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メールによること。

なお、FAX又は電子メールで提出する場合は、送信後、必ず電話で受信の確認を行うこと。

（2）提出先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
山口県総合企画部広報広聴課広報推進班

TEL：083-933-2566

FAX：083-933-2598

E-mail：a11000@pref.yamaguchi.lg.jp

（3）提出期限

令和7年9月1日（月）午後5時まで（必着）

（4）その他

この手続の開始後に、3（3）に掲げる資格審査の申請をする場合は、その旨明記すること。

5 企画提案書作成に係る質疑応答

（1）質問方法

質問については、質問書（別記様式2）の提出により行うものとし、持参、郵送、FAX又は電子メールによること。

なお、FAX又は電子メールで提出する場合は、送信後、必ず電話で受信の確認を行うこと。

（2）提出先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
山口県総合企画部広報広聴課広報推進班

TEL：083-933-2566

FAX：083-933-2598

E-mail：a11000@pref.yamaguchi.lg.jp

（3）質問期限

令和7年9月1日（月）午後5時まで（必着）

（4）回答方法

令和7年9月5日（金）までに、個別の質問の場合を除き、参加表明書を提出した全ての者に対して、電子メールにより回答する。

なお、回答の内容は、本要項、仕様書を追記又は修正したものとして取り扱う。

6 応募書類の提出

（1）応募書類

別紙1のとおり

（2）体裁

A4サイズ（A3サイズを折りたたんでA4サイズにすることも可）で、両面印刷とすること。

なお、印刷の向き（縦、横）、文字列の方向（縦書き、横書き）の指定はない。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(4) 提出部数

7 部（正本 1 部、副本 6 部）

(5) 提出先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
山口県総合企画部広報広聴課広報推進班

(6) 提出期限

令和7年9月11日（木）午後5時まで（必着）

(7) その他

- ① 提案は、1 業者につき 1 提案とする。
- ② 提出期限後の応募書類の追加、修正等は認めない。

7 審査

(1) 審査方法

「やまぐちの暮らしやすさ」フォト・動画キャンペーン業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、審査を行い、最優秀提案者を決定する。

なお、応募書類による書面審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

(2) 審査基準

別紙2のとおり

(3) 最優秀提案者の決定

審査委員会委員が、応募書類の内容について審査基準に基づき採点し、最も合計点の高かった者を最優秀提案者とする。

なお、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

8 審査の結果

審査の結果は、全ての企画提案者に対して、後日文書により通知する。

なお、審査内容についての質問や異議は受け付けない。

9 最優秀提案者との契約

(1) 契約の締結

最優秀提案者から見積書を徴し、委託内容を協議の上、契約を締結する。

なお、協議が不調なときは、7（3）の順位付けの結果が上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(2) 契約書作成の要否

要

10 失格事項

以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類が期限までにされなかった場合

(2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

- (4) 本要項に違反すると認められる場合
- (5) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

1 1 その他

- (1) 企画提案書の作成、その他企画提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 本要項に基づき提出された書類は返却しない。
- (3) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は、契約の締結を行わないことがある。

1 2 問い合わせ先

山口県総合企画部広報広聴課広報推進班

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL : 083-933-2566

FAX : 083-933-2598

E-mail : a11000@pref.yamaguchi.lg.jp

「やまぐちの暮らしやすさ」フォト・動画キャンペーン業務に係る
公募型プロポーザル 応募書類

1 企画提案書

本要項及び仕様書に沿って具体的に記載してください。

なお、次の項目については必ず記載してください。

(1) 提案の概要

提案の概要、業務実施における基本的な考え方

(2) キャンペーンの企画

・本業務の目的を踏まえた企画内容

(3) キャンペーンの実施

・キャンペーン告知投稿の内容・デザイン案

・応募作品のリポスト方針（頻度・手法・選定基準）

・効果的なリポストの方法

(4) キャンペーンの広報

・SNS広告等の概要（広告媒体・デザイン案・実施回数・実施効果の検証方法）

(5) キャンペーン事務局の運営

・実施体制（各担当の役割・氏名を含む）

・仕様書に基づく具体的なスケジュール案、進行管理の方法

・応募作品及び応募者の個人情報の管理方法

(6) 業務目標（応募数）

(7) 業務実績

過去に行った同種の業務実績を示すこと

2 会社概要

所在地や資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要が分かるもの（パンフレットの使用可）

3 参考見積書

(1) 本業務に係る所要経費を全て含めて、予算限度額以内で見積書を作成すること（消費税及び地方消費税を含む）。

(2) 見積りの根拠となった所要経費の明細を明示すること。

4 その他

この提案書は、企画案を総合的に比較検討して委託先を決定するものであり、委託決定後、実際に業務を行う際には、その提案書を基に業務内容を別途協議する。

別紙 2

「やまぐちの暮らしやすさ」フォト・動画キャンペーン業務に係る
公募型プロポーザル 審査基準

評価項目	評価のポイント	配点
1 業務への理解 企画提案の妥当性	○業務の目的を十分理解した内容となっているか。 ○県民の自主的な参加を促す、適切な企画内容になっているか。	15 点
2 キャンペーンの実施	○キャンペーンに参加したくなるような告知投稿の内容やデザインとなっているか。 ○応募作品のリポスト方針は適切か。 ○投稿過多によるフォロワーからのフォロー解除やアカウント凍結を防ぎつつ、全ての応募作品を効果的にリポストする工夫がされているか。	25 点
3 キャンペーンの広報	○業務目標達成に向けた具体的かつ効果的な内容になっているか。 ○広告の効果測定や分析方法等が具体的な提案になっているか。	20 点
4 業務運営体制	○受託業務が円滑に遂行できる体制となっているか。 ○スケジュールや応募作品、応募者の個人情報等の管理方法は適切か。	10 点
5 業務目標	○目標応募数の設定は適切か。	10 点
6 業務実績	○過去の同種の事業実績等からみて、確実に委託事業を遂行できる能力を有していると認められるか。	10 点
7 参考見積書	○積算内訳が明示されており、提案内容に応じた所要額が適切に見積もられているか。	10 点
合 計		100 点